

13. 軽油引取税

(1) 軽油引取数量

区 分		数 量
引 取 数 量 ①		キロリットル 1,357,492
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		114,785
差 引 ① - ② ③		1,242,707
欠	特 約 業 者 分 1/100	11,899
減	元 売 業 者 分 0.3/100	158
量	小 計 ④	12,057
課 税 標 準 量 ③ - ④ ⑤		1,230,650
そ の 他 ⑥		1,807
合 計 ⑤ + ⑥		1,232,457

(2) 特別徴収義務者数

区 分		本 店 の 数	登 録 数	事 務 所 等 数
特 別 徴 収 義 務 者	元 売 業 者	1	20	12
	特 約 業 者	79	268	576
	計	80	288	588
	仮 特 約 業 者	-	-	-
	そ の 他 の 者	-	-	-

注 1 当該年度において課税されたものについて記載した。

2 特別徴収義務者は、令和6年2月末日現在で記載した。

(3) 課税対象とならない軽油

	区 分	免税軽油使用者数等	数 量
			キロリットル
法第百四十四 条の五	輸 出	7	4,865
	課 税 済 み	117	62,270
	小 計	124	67,135
法第百四十四 条の六	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	船 舶	1,370	18,063
	自 衛 隊 (機 械 等)	5	311
	鉄 道 ま た は 軌 道 事 業 等	8	3,743
	農 業 等	360	1,582
	林 業 等	4	178
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	18	202
	生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業	1	10
	鉱 物 の 掘 採 事 業	34	8,537
	と び ・ 土 工 工 事 業	32	2,718
	鉱 さ い ・ バ ラ ス 製 造 業	7	1,788
	港 湾 運 送 業	35	2,631
	倉 庫 業	18	594
	貨 物 利 用 運 送 事 業	-	-
	鉄 道 貨 物 積 卸 業	1	106
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	26	6,051
	廃 棄 物 処 理 事 業	8	488
	木 材 加 工 業	12	611
	木 材 市 場 業	3	37
	堆 肥 製 造 業	-	-
	索 道 事 業	-	-
	小 計	1,942	47,650
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 五 項 関 係		-	-
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 六 項 関 係		-	-
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係		-	-
外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係		-	-
合 計		2,066	114,785

注 免税軽油使用者数は、令和6年2月末日現在である。